

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書等の開示請求

異議申立人は、平成23年8月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「新条例」という。）第6条第1項及び新条例による改正前の奈良県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成12年8月より平成18年11月までに係る行政文書（〇〇病院に関するすべての文書）のうち、下記のもの。①精神保健指定医指定申請書 ②上記申請書別紙覚書 ③指定病院の指定（19の8） ④奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書 ⑤精神科病院実地指導結果報告書 ⑥精神科病院実地指導結果総括表 ⑦指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書 ⑧指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書 ⑨指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表 ⑩指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表 ⑪指定自立支援医療機関申請に関する書類 以上の書類全部。」の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年8月18日、実施機関は、1に記載の開示請求に対し、以下のとおり決定を行った。

- (1) 平成13年4月1日（以下「施行日」という。）以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書については、新条例が適用され、施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書については、旧条例が適用されることから、実施機関は、当該開示請求のうち旧条例が適用される部分（以下「本件開示請求」という。）について、次のア開示請求に係る公文書に対応する公文書は、イ開示しない理由により存在しないとする非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

##### ア 開示請求に係る公文書

〇〇病院に係る以下の文書（平成12年8月1日から平成13年3月31日まで）

- (ア) 精神保健指定医指定申請書
- (イ) 上記申請書別紙覚書
- (ウ) 指定病院の指定（19の8）

- (エ) 奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書
- (オ) 精神科病院実地指導結果報告書
- (カ) 精神科病院実地指導結果総括表
- (キ) 指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書
- (ク) 指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書
- (ケ) 指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表
- (コ) 指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表
- (ク) 指定自立支援医療機関申請に関する書類

イ 開示しない理由

- (ア) アの(ア)及び(エ)から(カ)まで  
保存期間の満了のため、当該文書を既に廃棄したため
- (イ) アの(イ)、(ウ)及び(キ)から(ク)まで  
請求に係る文書を作成又は取得していないため

(2) 1に記載の開示請求のうち、新条例が適用される部分に対応する行政文書として、次のア開示する行政文書のとおり特定した上で、イ開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定を行い、ウ開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

ア 開示する行政文書

〇〇病院に係る以下の文書（平成13年4月1日から平成18年11月30日まで）

- (ア) 平成17年6月27日付け精神保健指定医指定申請書
- (イ) 平成14年3月28日付け奈良県指令健対第995号及び同号による指定に係る申請書類（指定同意書、病院概要、管理者の履歴書、病院配置図、OT室見取り図、OTプログラム表、防火設備配置図、消防計画、昭和29年8月20日付け奈良県指令医第707号、昭和29年7月13日付け奈良県指令医第36号及び医療法人〇〇寄附行為）
- (ウ) 平成17年3月31日付け奈良県指令健増第1220号及び同号による指定に係る申請書類（申請書、指定同意書、病院概要、管理者の履歴書、原本証明、病院配置図、OT室見取り図、OTプログラム表、防火設備配置図、消防計画、昭和29年7月13日付け奈良県指令医第36号、昭和29年8月20日付け奈良県指令医第707号及び医療法人〇〇寄附行為）
- (エ) 奈良県社会保険診療報酬支払基金に係る平成15年10月1日付け契約書中一部改定書、平成18年1月1日付け契約書中一部改定書、平成18年4月1日付け契約書中一部改定書及び覚書中一部改定書並びにそれらの参考書類
- (オ) 精神病院実地指導結果報告書（平成17年8月30日実施分）
- (カ) 精神病院実地指導結果報告書（平成18年8月11日実施分）
- (キ) 平成17年度精神病院実地指導結果総括表
- (ク) 平成18年度精神病院実地指導結果総括表

#### イ 開示しない部分

(ア) 精神保健指定医指定申請書における現在の勤務先を除く部分

(イ) 平成14年3月28日付け奈良県指令第995号及び平成17年3月31日付け奈良県指令1220号による指定に係る申請書類のうち、

- ・管理者の履歴書における管理者の生年月日、本籍、住所、学歴、職歴、資格及び賞罰
- ・精神保健指定医の証、指定医の出身地に係る記述及び保険医登録票
- ・原本証明の精神保健指定医の指定番号及び氏名
- ・消防計画の各部署防火責任者・火元責任者の氏名

(ウ) 精神保健指定医指定申請書別紙覚書

(エ) 指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書

(オ) 指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書

(カ) 指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表

(キ) 指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表

(ク) 指定自立支援医療機関申請に関する書類

(ケ) 精神病院実地指導結果報告書（平成13年度～平成16年度実施分）

(コ) 精神病院実地指導結果総括表（平成13年度～平成16年度）

#### ウ 開示しない理由

(ア) イの(ア)及び(イ)

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

(イ) イの(ウ)から(ク)まで

請求に係る文書を作成又は取得していないため

(ウ) イの(ケ)及び(コ)

保存期間の満了のため、当該文書を既に廃棄したため

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年9月24日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成23年10月7日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件を取消すとの決定を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 異議申立書

本件処分の非合法性

処分庁は、本件処分において、非開示文書の内容が、行政指導不十分であったことの職責を避けるものであると思われるので、既に廃棄した文書を含め、ファイル又は電磁的記録として保存されているもの、及び非開示であった全ての文書記録の開示を求めるため、本件異議申立てに及んだ。

### (2) 意見書

行政運営における公正の確保と透明性の向上は見られず、国民の権利利益の保護はなきものとして判断し、理由説明書中、第2不開示の理由に対して、反論はない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

①精神保健指定医指定申請書とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。）第2条の2に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定を受けようとする際に提出されるものであるが、執務室及び書庫等を探索したが、本件開示請求の対象となる平成12年8月1日から平成13年3月31日までの間（以下「本件対象期間」という。）に〇〇病院に勤務する医師から提出された精神保健指定医指定申請書は発見できず、当該申請書が提出されていたかどうかについても確認できなかった。仮に提出されていたとしても、保存期間は5年であり、また、保存期間を延長する必要性は認められないことから、保存期間の満了により廃棄したと判断した。

②上記申請書別紙覚書とは、①申請書の別紙と考えられるが、文書を特定できなかった。実施機関が異議申立人に確認したところ、異議申立人も分からないとのことだった。よって、文書を作成又は取得していないとして不存在とした。

③指定病院の指定（19の8）とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第19条の8の規定に基づいて、実施機関が国立・都道府県立病院（都道府県等が設置した地方独立行政法人が設置する精神科病院を含む。）以外の精神科病院を指定して、措置入院者の入院に対応しようとする規定である。この指定病院の指定は、同条の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成8年3月21日厚生省告示第90号）に基づき原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行い更新するものである。〇〇病院については、昭和36年10月1日に指定病院として初めて指定され、

平成11年4月1日から3年の期間において更新されていることから、本件対象期間中においては、精神保健福祉法第19条の8の規定に基づく指定病院の指定の更新をしておらず、請求に係る文書を作成又は取得していない。

④奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書とは、実施機関と奈良県社会保険診療報酬支払基金幹事長との間において締結した旧精神衛生法に基づく診療報酬の審査事務及び支払事務に関する契約についての契約書及び覚書のことであり、有効期間を昭和36年10月1日から昭和37年3月31日までとして昭和36年10月1日付けで契約書により契約を締結し、同日付けで当該契約の実施に関し、覚書を交換している。当該契約書において、契約当事者のいずれか一方より何らの意思表示がないときは、有効期間の終期から1年間順次更新することとされ、契約の改定が必要なときは契約書中一部改定書において契約の一部を改定し、覚書については覚書中一部改定書又は覚書の一部改定書において覚書の一部を改定しているが、平成12年8月から平成13年3月31日までの期間において当該契約書又は覚書の一部改定はしていない。このため、本件処分の非開示理由とした「保存期間の満了により、当該文書を既に廃棄したため」を「請求に係る文書を作成又は取得していないため」に変更する。

⑤精神科病院実地指導結果報告書とは、精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、精神科病院に対して1施設につき年1回行う実地指導を行った際に、精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日付障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会援護局長通知（以下「指導監督通知」という。）に基づき作成する報告書であり、本件対象期間中において、〇〇病院に係る当該報告書を作成したと考えているが、執務室及び書庫等を探索したが、当該報告書は発見できなかった。精神科病院実地指導結果報告書の保存期間は5年であり、また、保存期間を延長する必要性は認められないことから、保存期間の満了により廃棄したと判断した。

⑥精神科病院実地指導結果総括表とは、指導監督通知に基づき4月1日から翌年3月31日までを一括して取りまとめ、同年4月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長あてに報告するものであるが、執務室及び書庫等を探索したが、当該総括表は発見できず、当該総括表が提出されていたかどうかについても確認できなかった。当該総括表の保存期間は5年であり、本件対象期間中に作成されていたとしても、保存期間は満了しており、また、保存期間を延長する必要性は認められないことから、本件開示請求に係る当該総括表については、保存期間の満了により廃棄したと判断した。

⑦指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく届出書であり、⑩指定自立支援医療機関申請に関する書類とは、同法第59条の規定に基づく申請書である。同法は平成18年4月1日に施行されており、平成12年8月から平成13年3月31日までの間においては、同法は施行されていないため、⑦及び⑩については、請求に係る文書を作成又は取得していない。

⑧指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書とは、心神喪失等の状態で重大な他

害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）第85条第1項及び第97条第1項の規定に基づき地方厚生局が、指定医療機関に対して実地指導を行った際に指定医療機関指導監査要綱等（平成17年8月2日障精発第0802010号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知。以下「指導監査通知」という。）に基づき作成する報告書であり、法律上適性を欠く疑いが発見された場合は厚生労働省に報告される。⑨指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表及び⑩指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表とは、指導監査通知に基づき、4月1日から翌年3月31日までの⑧指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書を一括して取りまとめ、同年4月末日までに地方厚生局が厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長に報告するものである。⑧⑨⑩いずれも、地方厚生局が作成するものであり、実施機関が関与することはない。また、心神喪失者等医療観察法は、平成17年7月15日に施行されており、平成12年8月から平成13年3月31日までの間においては、同法は施行されていない。これらのことから、実施機関において請求に係る文書を作成又は取得をしていない。

以上の理由により、異議申立人が行った本件開示請求について請求に係る文書を作成又は取得していないため、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

旧条例は、その第1条にあるように、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の公文書開示請求権を十分尊重するという旧条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、旧条例の適用について判断することとした。

### 2 本件公文書の不存在について

異議申立人は、「平成12年8月より平成13年3月31日までに係る公文書（○○病院に関するすべての文書）のうち、下記のもの。①精神保健指定医指定申請書 ②上記申請書別紙覚書 ③指定病院の指定（19の8） ④奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書 ⑤精神科病院実地指導結果報告書 ⑥精神科病院実地指導結果総括表 ⑦指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書 ⑧指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書 ⑨指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表 ⑩指定入院・通院

医療機関実地指導結果集計表 ⑪指定自立支援医療機関申請に関する書類 以上の書類全部。」の開示を求めているのに対し、実施機関は、保存期間の満了により、当該文書を既に廃棄したため、又は、請求に係る文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

#### (1) 精神保健指定医指定申請書

精神保健指定医指定申請書は、精神保健福祉法施行令第2条の2の規定に基づき、指定医の指定を受けようとする者が、都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出する文書である。

実施機関の説明によると、精神保健指定医指定申請書が提出された場合は、原本を地方厚生局に進達し、その写しを実施機関において保存することとしているが、執務室及び書庫等を探索したところ、本件対象期間中に提出された〇〇病院に勤務する医師に係る精神保健指定医指定申請書の写しは発見できず、また、当該申請書が提出されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。また、当該写しの保存期間は5年であり、保存期間を延長する必要性も認められないことから、当該申請書が提出されていたとしても、保存期間の満了により既に廃棄されているものと考えられるとのことである。

当審査会において、当該写しの保存期間を確認するため、実施機関に対し、奈良県行政文書管理規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第1号。以下「文書管理規程」という。）に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求めて確認したところ、当該写しが該当する「指定医申請」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

実施機関は、保存期間の満了により当該写しを既に廃棄したとの理由により非開示決定を行ったが、当該写しが取得されたという事実が確認されていないのであるから、廃棄されたと断定することはできない。しかし、いずれにしても当該写しが存在しないという点については、実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該写しが存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該写しは存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (2) 上記申請書別紙覚書

「上記申請書別紙覚書」（以下「別紙覚書」）について、実施機関は、精神保健指定医指定申請書の添付書類の一種と考えたが、精神保健指定医指定申請に際し、「覚書」という標題の文書の提出を求めることはなく、覚書に相当する内容の文書の提出を求めることもないため、別紙覚書が具体的にどのような文書を指しているのかについて、異議申立人に対し説明を求めたところ、明確な回答は得られなかったことから、別紙覚書については取得していないものと判断したとのことである。

そうすると、別紙覚書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該覚書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、別紙覚書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

### (3) 指定病院の指定（19の8）

実施機関の説明によると、「指定病院」とは、精神保健福祉法第19条8の規定に基づき、国等以外の者が設置した精神科病院について、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として、都道府県知事が指定した病院であり、異議申立人のいう「指定病院の指定（19の8）」とは、〇〇病院について、指定病院として指定した際の通知文書を指しているとのことである。

厚生省保健医療局長通知「精神保健福祉法第19条の8の規定に基づく指定病院の指定について」（平成8年3月21日健医発第325号）によると、指定病院の指定は、原則として3年の期限を付して指定し、3年ごとに見直しを行うこととされている。

〇〇病院については、昭和36年10月1日に指定病院として初めて指定されており、以後見直しが行われているのであるが、本件対象期間における同病院の指定期間は、平成11年4月1日から平成14年3月31日であることから、実施機関は、本件対象期間中には指定していないため、指定に係る通知文書を作成していないとのことである。

そうすると、本件対象期間中に、当該通知文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該通知文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該通知文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

### (4) 奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書

実施機関の説明によると、「奈良県知事による精神医療（措置）に係る診療（調剤）報酬の審査及び支払に関する事務についての契約書及び覚書」とは、旧精神衛生法又は精神保健福祉法に基づく診療報酬の審査事務及び支払事務について、実施機関と奈良県社会保険診療報酬支払基金幹事長との間において締結した契約に係る契約書、契約の実施に係る覚書、当該契約書の一部改定書及び当該覚書の一部改定書を指しており、当初の契約は、有効期間を昭和36年10月1日から昭和37年3月31日までとして昭和36年10月1日付けで締結し、同日付けで覚書を交換したとのことである。また、当該契約に係る契約書において、契約当事者の意思表示がないときは、有効期間の終期から1年間順次更新したものとみなされ、改定が必要なときは契約書又は覚書をそれぞれ改定を行うとのことである。

実施機関の説明によると、本件対象期間中に、当該契約書又は当該覚書の改定は行っていないとのことである。

そうすると、本件対象期間中には当該契約書の一部改定書及び当該覚書の一部改定書（以下「本件改定書等」という。）を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、本件改定書等が存在すると推測させる特段の事情もない。



したがって、本件改定書等は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (5) 精神科病院実地指導結果報告書

精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、実施機関は精神科病院に対して実地指導を行うことができることとされており、また、指導監督通知により、原則として1施設につき年1回実地指導を行うこととされ、実地指導を行った際には、その都度精神科病院実地指導結果報告書を作成することとされている。

実施機関は、本件対象期間中において、〇〇病院に係る精神科病院実地指導結果報告書を作成したが、当該報告書の保存期間は5年であり、保存期間の満了により廃棄したとのことである。また、念のため実施機関において執務室及び書庫等を探索したが、当該報告書は発見できなかったとのことである。

当審査会において、当該報告書の保存期間を確認するため、実施機関に対し、文書管理規程に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、当該報告書が該当する「立入検査」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

そうすると、当該報告書を廃棄したとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該報告書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該報告書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (6) 精神科病院実地指導結果総括表

指導監督通知は、都道府県及び指定都市が実地指導を行った際には、(5)の報告書を作成し、4月1日から翌年3月31日までの分を一括して取りまとめ、同年4月末日までに精神科病院実地指導結果総括表により、厚生労働省に報告する旨定めている。

実施機関においては、(5)で述べたとおり毎年実地指導を行っているとのことであるが、執務室及び書庫等を探索したところ、本件対象期間中に作成された精神科病院実地指導結果総括表は発見できず、また、当該総括表が作成されていたかどうかについても確認できなかったとのことである。しかし、当該総括表の保存期間は5年であり、また、保存期間を延長する必要性は認められないことから、当該総括表が作成されていたとしても、保存期間の満了により既に廃棄されているものと考えられるとのことである。

当審査会において、当該総括表の保存期間を確認するため、実施機関に対し、文書管理規程に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に係る文書分類表の提示を求め確認したところ、当該総括表が該当する「立入検査」の区分に係る文書の保存期間は5年であることが認められた。

実施機関は、保存期間の満了により当該総括表を既に廃棄したとの理由により非開示決定を行ったが、当該総括表が取得されたという事実が確認されていないのであるから、廃棄されたと断定することはできない。しかし、いずれにしても当該総

括表が存在しないという点については、実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該総括表は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (7) 指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書

実施機関の説明によると、「指定自立支援医療を主として担当する医師変更届出書」とは、障害者自立支援法第64条の規定に基づく届出書であり、同条は平成18年4月1日に施行されていることから、本件対象期間中に当該届出書を取得することはないとのことである。

そうすると、当該届出書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該届出書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (8) 指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書

実施機関の説明によると、指定入院・通院医療機関実地指導結果報告書とは、心神喪失等医療観察法第85条第1項及び第97条第1項の規定に基づき、地方厚生局が、指定医療機関に対して実地指導を行った際に指導監査通知に基づき作成する報告書であり、法律上適性を欠く等の疑いが発見された場合には、地方厚生局が厚生労働省に提出することとされているものであることから、実施機関が当該報告書を作成又は取得することはないとのことである。

また、心神喪失者等医療観察法第85条及び第97条の規定は、平成17年7月15日に施行されていることから、本件対象期間中には施行されていなかった。

そうすると、当該報告書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該報告書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (9) 指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表及び指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表

実施機関の説明によると、指定入院・通院医療機関実地指導結果総括表及び指定入院・通院医療機関実地指導結果集計表とは、地方厚生局が実地指導を行った際に、指導監査通知に基づき、厚生労働省に報告する文書であり、実施機関が当該総括表及び当該集計表を作成又は取得することはないとのことである。

また、心神喪失者等医療観察法第85条及び第97条の規定は、平成17年7月15日に施行されていることから、本件対象期間中には施行されていなかった。

そうすると、当該総括表及び当該集計表を作成又は取得していないとする実施機

関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該総括表及び当該集計表は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

#### (10) 指定自立支援医療機関申請に関する書類

実施機関の説明によると、「指定自立支援医療機関申請に関する書類」とは、障害者自立支援法第59条の規定に基づく申請書であり、同条は平成18年4月1日に施行されていることから、本件対象期間中に当該申請書を取得することはないとのことである。

そうすると、当該申請書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該総括表が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、当該申請書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

### 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年10月 7日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年12月13日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年12月27日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成24年 5月31日 (第154回審査会)	・ 実施機関から非開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 9月 4日 (第156回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 9月21日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長